

別記第4号様式

新生児

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)申請書

市区町村
受付印

住民票所在市区町村

砂川市長 様

1. 申請者

児童手当の手続きと併せての申請の場合は、右欄に○を記載してください。記入日、申請者氏名以外の記載は不要です。

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏 名		性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
			年 月 日	電話 ()
個人番号		申請者の住所(令和3年1月1日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要		

※【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

2. 配偶者

配偶者の有無 有 ・ 無

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏 名		性別	生年月日	配偶者の現住所(住民票所在地) ※申請者と同じ場合は記入不要
			年 月 日	電話 ()
個人番号		配偶者の住所(令和3年1月1日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要		

※【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

3. 対象児童

※支給対象となる新生児児童(令和3年9月以降令和4年3月31日までに出生した児童)について記入してください。

No.	(フリガナ) 氏 名	続柄	性別	生年月日	同居・別居 の別	住所(別居の場合のみ記入)
1				年 月 日		
2				年 月 日		
3				年 月 日		
4				年 月 日		

※同居・別居の別については令和3年9月30日時点の状況を選択してください。

4. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「3. 対象児童」の表に記入した今回支給申請をする人数になります。
※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合 : 50,000円 × 3人 = 150,000円

5. 受取方法

希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を記入して、必要事項を記入してください。

(注)申請時点で居住している自治体より児童手当を受給している方(申請中の方)は記入不要です。

ア 指定の金融機関口座(原則、1. の申請者の口座とします。)への振込みを希望

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通		
	支店コード	2当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がない方など、どうしても口座による受け取りができない方のみが対象となります。

(裏面に続きます。)

【誓約・同意事項】

各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

- 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- 子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)を返還します。

提出書類

●提出が必要な書類(全員)

- 『令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金)申請書』(本書)
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「5. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。)
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

●上記に加え、該当する方のみ別途提出が必要な書類

- ① 公務員の方で、職場から児童手当の支給を受けている方
 - 『対象児童(新生児)の出生月の翌月の児童手当(本則給付)受給が確認できる書類』
※児童手当支給決定通知の写し(コピー)など
- ② 児童と別居している方 ※児童手当の支給証明書等で確認できない場合
 - 『児童の属する世帯全員の住民票(続柄あり)』

本人確認書類

※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し